

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第58回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成30年9月20日（木）午前10時00分

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）小野憲一，北川健太郎，竹村登茂子，福原哲晃，山田誠一（委員長）

（庶務）濱田大阪高裁総務課長，荻野大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）井上大阪高裁事務局長

4 議題

- (1) 第84回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
- (3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について
- (4) 日程その他

5 議事

- (1) 第84回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
庶務から，第84回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について報告した。
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
 - 裁判官及び検察官が有している情報については，従前と同様に，一般的な情報収集として任官候補者の所属弁護士会に対応する裁判所，検察庁に対し情報収集の依頼を行い，任官候補者の所属弁護士会に対応しない事件係属裁判所に所属する事件担当裁判官からの情報収集として当該裁判所に対し情報収集の依頼を行うこととされ，依頼文書の文案は，庶務からの提案どおりとすることとされた。
 - 弁護士が有している情報については，従前と同様に，任官候補者から提出のあった担当事件リストの相手方代理人に，また，弁護活動をよく知る者か

らの情報については、任官候補者から同人の弁護士活動の実情を承知している者10人程度の住所、氏名等を記載した書面の提出を求めた上で、それらの者に、それぞれ情報の提供を依頼することとされた。

(3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について

- 従前と同様に、指名候補者の現任庁に対応する検察庁、弁護士会に候補者名簿を提供して情報収集の周知依頼をすることとされた。
- 情報収集の依頼文については、中央の委員会での審議結果を踏まえて、情報収集における留意事項が明確に伝わるように従前と同様の文言で検察庁及び弁護士会に情報収集を依頼することとされた。
- 従前と同様に、情報収集周知依頼の際に各弁護士会に対して庶務（総務課長）宛ての料金受取人払いの封筒を相当枚数配布することとなった。

(4) 日程その他

次回の地域委員会は、11月5日（月）午前10時から開催されることとなった。また、情報の受付期間は10月24日（水）までとされ、寄せられた情報については、あらかじめ各委員が閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。

以上